



福岡医発第 2928 号 (地)
令和 5 年 1 月 27 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

出産・子育て応援交付金事業への協力について

今般、厚生労働省より、令和 4 年度補正予算において創設された出産・子育て応援交付金事業について、別添のとおり日本医師会を通じて連絡がありました。

本事業は、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施することを目的としており、妊娠届出時（5 万円相当）、出生届出後（5 万円相当）の 2 回に分けて、面談を受けた妊婦・子育て世帯に合計 10 万円相当の経済的支援が実施されますが、このうち妊娠届出時については、市町村の子育て世代包括支援センター等に届出を行い、本事業に位置付けられる面談を受け申請書を提出した妊婦に対し、5 万円相当の出産応援ギフトを支給することとされております。

本件は、その際の「1. 妊娠の事実確認」及び「2. 市町村と医療機関等との情報連携の促進」について、下記のとおり協力を依頼するものであり、「1. 妊娠の事実確認」については、産科医療機関に対する依頼となっておりますが、「2. 市町村と医療機関等との情報連携の促進」については、妊産婦等への支援にあたって、市町村等と連携する、妊産婦に関わる全ての医療機関に対する依頼となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、本件につきましては、本会より、福岡県産婦人科医会へ通知しておりますことを申し添えます。

記

1. 妊娠の事実確認について

- 出産応援ギフトは、妊婦が産科医療機関を受診し、医師による妊娠の確認を受ける支給条件を満たした後、本事業に位置づけられる妊娠届出時の面談を実施した場合に支給する取扱いとされているが、その支給条件を満たすことの確認に当たっては、妊婦に対し医師による妊娠の証明書等の提出は求めず、本人の申告によることとされていること。
- この際、虚偽申告防止のため、市町村は妊娠届出時の面談において、支給条件及び必要に応じて市町村から産科医療機関に状況確認することについて説明し、出産応援ギフト申請書等の同意欄に署名の上、申請してもらう取扱いとしていること。

- 本事業を円滑かつ適切に実施する観点から、市町村が、妊娠届出後、妊婦健康診査の受診が確認できない者を把握した際、産科医療機関へ当該者の妊娠の事実確認を行うことがあるため、情報提供にご協力いただきたいこと。

2. 市町村と医療機関等との情報連携の促進について

- 出産応援ギフト申請書等では、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報について、必要に応じて相互に確認・共有することについても申請者から同意を得ることとしていること。
- 妊産婦等への支援に当たっては、市町村と医療機関等が適切に連携しながら実施していくことが重要であることから、この同意に基づき、市町村、医療機関等が把握したアンケートや調査票の結果等の情報について、必要に応じて相互に共有することにより一層の情報連携を促進していただきたいこと。

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
渡 辺 弘 司
(公印省略)

出産・子育て応援交付金事業への協力について（依頼）

今般、厚生労働省より、令和 4 年度補正予算において創設されました出産・子育て応援交付金事業に関して、本会宛てに別添の通り協力依頼がありました。

本事業では、妊娠届出時（5 万円相当）、出生届出後（5 万円相当）の 2 回に分けて、面談を受けた妊婦・子育て世帯に合計 10 万円相当の経済的支援が実施されますが、このうち妊娠届出時については、市町村の子育て世代包括支援センター等に届出を行い、本事業に位置付けられる面談を受け申請書を提出した妊婦に対し、5 万円相当の出産応援ギフトを支給することとしています。

本件はその際の妊娠の事実確認及び市町村と医療機関等との情報連携の促進について、下記内容のとおりご協力をお願いするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管内郡市区医師会及び医療機関への周知につきましてもご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 妊娠の事実確認について

出産応援ギフトは、妊婦が産科医療機関を受診し、医師による妊娠の確認を受ける支給条件を満たした後、本事業に位置づけられる妊娠届出時の面談を実施した場合に支給する取扱いとされておりますが、その支給条件を満たすことの確認に当たっては、妊婦に対し医師による妊娠の証明書等の提出は求めず、本人の申告によることとされております。この際、虚偽申告防止のため、市町村は妊娠届出時の面談において、支給条件及び必要に応じて市町村から産科医療機関に状況確認することについて説明し、出産応援ギフト申請書等の同意欄に署名の上、申請してもらう取扱いとしています。

本事業を円滑かつ適切に実施する観点から、市町村が、妊娠届出後、妊婦健康診査の受診が確認できない者を把握した際、産科医療機関へ当該者の妊娠の事実確認を行うことがございますので、情報提供にご協力いただきますようご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

2. 市町村と医療機関等との情報連携の促進について

出産応援ギフト申請書等では、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報について、必要に応じて相互に確認・共有することについても申請者から同意を得ることとしています。妊産婦等への支援に当たっては、市町村と医療機関等が適切に連携しながら実施していくことが重要であることから、この同意に基づき、市町村、医療機関等が把握したアンケートや調査票の結果等の情報について、必要に応じて相互に共有することにより一層の情報連携を促進していただきますようお願い申し上げます。

【参考資料】

○出産・子育て応援交付金の概要について（令和 4 年 12 月 8 日子ども・子育て会議（第 63 回）資料）

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

出産・子育て応援交付金事業への協力について(依頼)

子ども家庭関連施策の推進につきましては、平素より御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する「出産・子育て応援交付金」事業を令和4年度補正予算（第2号）において創設したところです。

本事業では、妊娠届出時（5万円相当）、出生届出後（5万円相当）の2回に分けて、面談を受けた妊婦・子育て世帯に合計10万円相当の経済的支援を実施することとしています。このうち妊娠届出時の経済的支援については、市町村の子育て世代包括支援センター等に届出を行い、本事業に位置付けられる面談を受けた上で、申請書を提出した妊婦に対し、5万円相当の出産応援ギフトを支給することとしております。その際の取扱いに関して、下記のとおり御協力いただきたく、お願い申し上げます。

記

1. 妊娠の事実確認について

出産応援ギフトについては、妊婦が産科医療機関を受診し、医師による妊娠の確認を受けることを支給条件とし、その条件を満たした後、本事業に位置づけられる妊娠届出時の面談を実施した場合に支給する取扱いとすることとしています。

上記の支給条件を満たすことの確認に当たっては、妊婦に対し、医師による妊娠の証明書等の提出を一律に求めることまではせず、妊婦本人の申告によることとしたいと考えております。この際、虚偽申告を最大限防止するため、市町村の子育て世代包括支援センター等においては、妊娠届出時の面談の中で、妊婦に対し、産科医療機関を受診して妊娠の確認を受けていることが出産応援ギフトの支給要件であること、必要に応じて市町村から産科医療機関に状況を確認することについて説明し、出産応援ギフト申請書等の同意欄に署名の上、申請してもらう取扱いとすることとしています。なお、この取扱いとするに当たり、低所得の妊婦が経済的な理由で産科医療機関を受診できないといった状況が生じないよう、令和5年度予算案において、低所得の妊婦の初回産科受診料に関する助成を盛り込んでいるところです。

その上で、本事業を上記の取扱いにより円滑かつ適切に実施する観点から、市町村に対し、妊娠届出後、妊婦健康診査の受診が確認できない者を把握した場合などの対応の例として、産科医療機関に当該者の妊娠事実の確認を行うことなどの手法を示しているところです。

つきましては、産科医療機関におかれては、市町村から、妊娠の事実確認についての依頼がありましたら、情報提供に御協力いただきたく、会員、関係者等への周知につきまして貴会の御配慮をお願い申し上げます。なお、血清又は尿中に β -hCG が検出されるものの妊娠が確認されない生化学的妊娠及び異所性妊娠については、本事業の対象外となります。

なお、妊娠届出自体については、これまでと同様、産科医療機関を受診する前の段階であっても、市町村で受理し、当該届出をもって、母子健康手帳や妊婦健康診査受診券の手交も可能とすることとしています。

2. 市町村と医療機関等との情報連携の促進について

今般の出産応援ギフト申請書等においては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合に、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報について、必要に応じて相互に確認・共有することについても申請者から同意を得ることとしています。妊産婦等への支援に当たっては、市町村と医療機関等が適切に連携しながら実施していくことが重要であることから、この同意に基づき、市町村、医療機関等が把握したアンケートや調査票の結果等の情報について、必要に応じて相互に共有することにより一層の情報連携を促進していただきたく、この点についても、会員、関係者等への周知につきまして貴会のご配慮をお願い申し上げます。

(参考) 出産・子育て応援交付金による出産応援ギフト・子育て応援ギフト申請書様式（いずれも、市町村が定める申請書の参考例）

(照会先)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03-5253-1111 (内線 4838、4829)

E-mail : syoushi_kikaku@mhlw.go.jp

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

TEL : 03-5253-1111 (内線 4975、4980)

〇〇ギフト申請書
(出産・子育て応援交付金による出産応援ギフト)

市区町村
受付印

〇〇市区町村長

お名前

現住所

連絡先 ()

妊娠届出日 年 月 日

妊娠届出日時点の住所地 (現住所と異なる場合のみ記載)

出産応援ギフトの支給 (妊婦 1 人につき 5 万円相当) を

☐ 希望します。



☐ 他の自治体で、出産・子育て応援交付金による出産応援ギフトの支給を受けていません。

※ 出産応援ギフトの支給状況などについて、他の自治体に確認することがあります。

☐ 希望しません。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署 名

署名日 年 月 日

〇〇ギフト申請書

(出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフト)

市区町村
受付印

〇〇市区町村長

お名前

現住所

連絡先

()

お子様の名前

お子様の出生日

年

月

日

出生日時点の住所地 (現住所と異なる場合のみ記載)

子育て応援ギフト (お子様1人につき5万円相当) の支給を

☐ 希望します。



☐ 他の自治体で、出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフトの支給を受けていません。

※ 子育て応援ギフトの支給状況などについて、他の自治体に確認することがあります。

☐ 希望しません。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（産婦健康診査受診状況、産後ケア事業利用状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署 名

署名日

年

月

日



出産・子育て応援交付金の概要について

令和 4 年12月 8 日

厚生労働省 子ども家庭局総務課

少子化総合対策室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 事業の目的

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。
- こうした中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を創設する。

2. 事業の内容

- 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ

※ 継続的に実施

妊娠期
(妊娠8～10週前後)妊娠期
(妊娠32～34週前後)

出産・産後

産後の育児期

面談
(※1)面談
(※2)面談
(※3)随時の子育て関連イベント等の情報発信・
相談受付対応の継続実施(※4)【実施主体】子育て世代包括支援センター(市町村)
(NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託を推奨)

伴走型相談支援

(※2～4) SNS・アプリを活用したオンラインの面談・相談、
プッシュ型の情報発信、随時相談の実施を推奨

- (※1) 子育てガイドと一緒に指し確認。
出産までの見通しを寄り添って立てる 等
- (※2) 夫の育児取得の推奨、両親学級等の紹介。
産後サービス利用を一緒に検討・提案 等

身近で相談に応じ、
必要な支援メニューにつなぐ

- (※3) 子育てサークルや父親交流会など、悩みを共有できる仲間作りの場の紹介。産後ケア等サービス、育休給付や保育園入園手続きの紹介 等

- ・ ニーズに応じた支援(両親学級、地域子育て支援拠点、産前・産後ケア、一時預かり等)
- ・ 妊娠届出時(5万円相当)・出生届出時(5万円相当)の経済的支援

《経済的支援の対象者》令和4年4月以降の出産 ⇒ 10万円相当

《経済的支援の実施方法》出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減 等
※電子クーポンの活用や都道府県による広域連携など効率的な実施方法を検討。

3. 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

4. 補助率

国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※システム構築等導入経費は国10/10

伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施のイメージと期待される効果について

○全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで、**身近な伴走型の相談支援（※）と経済的支援を合わせたパッケージとして充実し、継続的に実施する。**経済的支援を伴走型の相談支援と組み合わせた形で実施することにより、**相談実施機関へのアクセスがしやすくなり、結果的に必要なサービスに確実に結びつき、事業の実効性がより高まる。**

（※）実施主体は子育て世代包括支援センター（市町村）（NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点、保育園等への委託も可能）

SNS・アプリを活用したオンライン面談・相談も可。産後の育児期にも、子育て関連イベント等のブッシュ型の情報発信、随時相談対応の継続実施。

妊娠期の夫婦

①初めて妊娠した妊婦



出産までの過ごし方がわからない…。

妊娠届出
面談

出産応援ギフト
(5万円相当)

伴走型相談支援

子育てガイドと一緒に確認。
出産までの見通しを寄り添って立てる

妊娠期・子育て期の支援サービス

産科医療機関



妊婦健診 など

妊娠届出時の経済的支援
を交通費等に活用

②妊娠8ヶ月頃の妊婦と育休取得に悩む夫



そろそろ出産間近だ。
子育てできるかな…。
出産後に必要な手続きがわからない…。

妊娠8ヶ月
面談



育休を取って、赤ちゃんの身の回りの世話や家事がうまくできるだろうか…。

子育てガイドを基に、
出産時、産後の支援・手続きを一緒に確認。
産前・産後サービス利用を一緒に検討・提案

市区町村、地域子育て支援拠点



両親学級

育児体験・出産前教室、
出産前夫婦の集い



子育てサークル、父親交流会 など

産後の夫婦

③出産直後の夫婦と育休取得中の夫婦



育児の悩みの共有、
情報交換等が気軽にできる仲間がほしい…。

夜泣きがひどくて眠れず、育児疲れが…。
保育園入園手続きしなくては…。

出生届出
面談

子育て応援ギフト
(5万円相当)

乳児家庭全戸訪問

夫の育児休業取得の推奨、
赤ちゃんを迎える心構え、
育児を学ぶ**両親学級・育児体験教室等を紹介**

ピアである**先輩家庭と出会う機会、父親交流会**など、
他の親との世間話、情報交換、**悩みを共有できる仲間作りの機会の紹介**

産後ケア等のサービス紹介、
育休給付や保育園の入園手続き、求職相談窓口の紹介

産後ケア、訪問家事支援、
保育園・幼稚園 など



宿泊型・
通所型・
アウト
リーチ型



訪問家事支援

入園手続き など

出産届出時の経済的支援
を産後ケア、
家事支援サービスの
利用料等に活用

いつでもかかりつけの相談機関とつながり、
身近で相談できる安心感・「孤育て化」の防止

「出産・子育て応援交付金」事業のポイント（全体像）

- 地方自治体における**これまでの取組を活かしながら、地域の実情に応じて**本事業に取り組むことができるよう、地方自治体の**創意工夫に基づく柔軟な仕組み**とする。
- 「**伴走型相談支援**」と「**出産・子育て応援ギフト**」を**組み合わせた形で、全ての妊婦・子育て家庭**のニーズに即した効果的な支援となるよう**工夫**し、この**支援を早期に対象者に届ける**ことを目指す。

伴走型相談支援

○ 面談実施のタイミング

- ①妊娠届出時
- ②妊娠8か月前後
- ③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間

妊娠7か月頃に、妊娠8か月面談の案内文とアンケートを郵送（メール等含む）し、希望者のみ面談

○ 面談の実施機関・実施者

以下のいずれでも可

- ・子育て世代包括支援センター等の保健師・助産師等の専門職、又は一般事務職員、会計年度任用職員等
- ・身近で気軽に相談できる地域子育て支援拠点、保育園等の保育士、利用者支援専門員、子育て支援員等

○ 面談の対象者

妊婦・産婦

※ 夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することを推奨

○ 面談の内容・実施方法

- ・アンケートの回答や子育てガイドと一緒に確認し、出産・育児等の見通しを立てる
- ※アンケート・子育てガイドのひな形は国から提示
- ・オンライン面談を含め、**対面を原則**とする

一体で
実施

出産・子育て応援ギフト

○ 支給のタイミング・支給の条件

出産応援ギフト（5万円相当）

：妊娠届出時の**面談実施後**

子育て応援ギフト（5万円相当）

：出生届出～乳児家庭全戸訪問までの間の**面談実施後**

○ 支給形態（実施方法）

各自治体の判断により、以下のいずれの方法でも実施可能

- ・出産・育児関連商品の商品券（クーポン）
- ・妊婦健診交通費やベビー用品等の費用助成
- ・産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用料助成・利用料減免

※ 市町村の判断により、現金給付（キャッシュレス含む）もオプションとして排除されないが、国10/10負担のシステム構築等導入経費（P4参照）は早期の執行を要するため、現金を選択する市町村にあっても将来的にクーポン、広域連携など効率的な給付方法について検討いただきたい。

○ 遡及適用者への支給方法

- ・事業開始前に出産された方
→ 事業開始後に10万円相当を一括支給
- ・事業開始時点で妊娠中にある方
→ 事業開始後に妊娠中の5万円相当を支給し、
出生届出後に5万円相当を支給することを推奨
（妊娠中に応じ、出生届出後に一括支給でも可）

「出産・子育て応援交付金」の内訳・執行イメージ（全体像）

- 令和4年度補正予算に計上した「出産・子育て応援交付金」の都道府県・市町村への補助の内訳と、それぞれの補助に係る補助率等については以下のとおり。補助対象や補助上限額等の詳細は交付要綱でお示しする予定。
- 出産・子育て応援ギフトは、市町村の創意工夫により、親しみの持てる名称を検討いただきたい。例：パパママ応援ギフト、出産準備金
- 令和4年度分の地方交付税を5,000億円程度増額することとしており、地方負担分はこの増額交付等の中で対応していただきたい。

① 伴走型相談支援

公費：202億円（国費：135億円）

補助率 国2/3、都道府県1/6、市町村1/6



対象となる費用（ランニングコスト）

- ・ 伴走型相談支援を実施する**職員人件費**
- ・ 伴走型相談支援の事務に要する**活動費** 等

※ 伴走型相談支援と一体的に実施する経済的支援に要する市区町村の事務に要する費用を含む。

来年度以降も予算措置できるよう令和5年度当初予算編成過程において検討

② 出産・子育て応援ギフト

公費：1,564億円（国費：1,042億円）

補助率 国2/3、都道府県1/6、市町村1/6



対象となる費用（ランニングコスト）

- ・ **出産応援ギフト**（妊娠届出時／妊婦1人当たり5万円相当）
- ・ **子育て応援ギフト**（出生届出後／こども1人当たり5万円相当）

※ クーポン、サービス利用券、交通費やベビー用品の購入・レンタル費用助成など、幅広い方法で支給可能

来年度以降も予算措置できるよう令和5年度当初予算編成過程において検討

③ システム構築等導入経費

公費：90億円（国費：90億円）

補助率 国10/10

対象となる費用（主にイニシャルコスト）

＜都道府県＞

- ・ 経済的支援（出産・子育て応援ギフト）を**広域連携**により行うための費用
（クーポン発行等に係る委託経費、電子クーポンプラットフォームの構築経費 等）

＜市町村＞

- ・ 経済的支援（出産・子育て応援ギフト）を行うための**システム開発経費、クーポン発行等に係る委託経費** 等

原則としてイニシャルコストに対する補助であるため、令和4年度補正予算限りの予算措置

ただし、都道府県・市町村とも、クーポン発行等に係る委託経費（ランニングコスト）については来年度以降も予算措置できるよう令和5年度当初予算編成過程において検討

都道府県においては、経済的支援の広域連携のほか、伴走型相談支援についても、域内市町村の取組を把握し、好事例を共有するなどの役割を担っていただきたい

今後のスケジュール

10/28 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」 閣議決定

11/8 令和4年度第2次補正予算案 閣議決定

11/9 事務連絡発出

* 出産・子育て応援交付金事業の目的、概要、事業イメージを周知

11/22 自治体向け説明会①

* 事業の実施・運用方法に関する大枠（面談で使用するアンケートや子育てガイド等のひな形含む）【検討中の案】を提示

12月中旬 自治体向け説明会②（予定）

* 交付要綱・実施要綱を踏まえた事業の詳細等を説明（予定）

※令和4年度第2次補正予算成立後、

可能な限り速やかに、「交付要綱・実施要綱」発出、「Q&A」周知等を予定

○都道府県、市町村においては、12月議会又は2・3月議会での提案・承認を経て事業化することが必要。

○都道府県は市町村の実施計画をとりまとめ、国に提出いただくことを想定。